

# 農地を取得した場合の不動産取得税の特例

～ 農用地利用集積等促進計画等による農地の取得を後押しします ～

## 本則

農地を取得すると、通常、次の算式により不動産取得税が課税されます。

$$\text{税額} = \text{取得価格（固定資産課税台帳価格）} \times \text{税率（4\%）}$$

（注）税率は、令和9年3月31日まで、3%とされています。

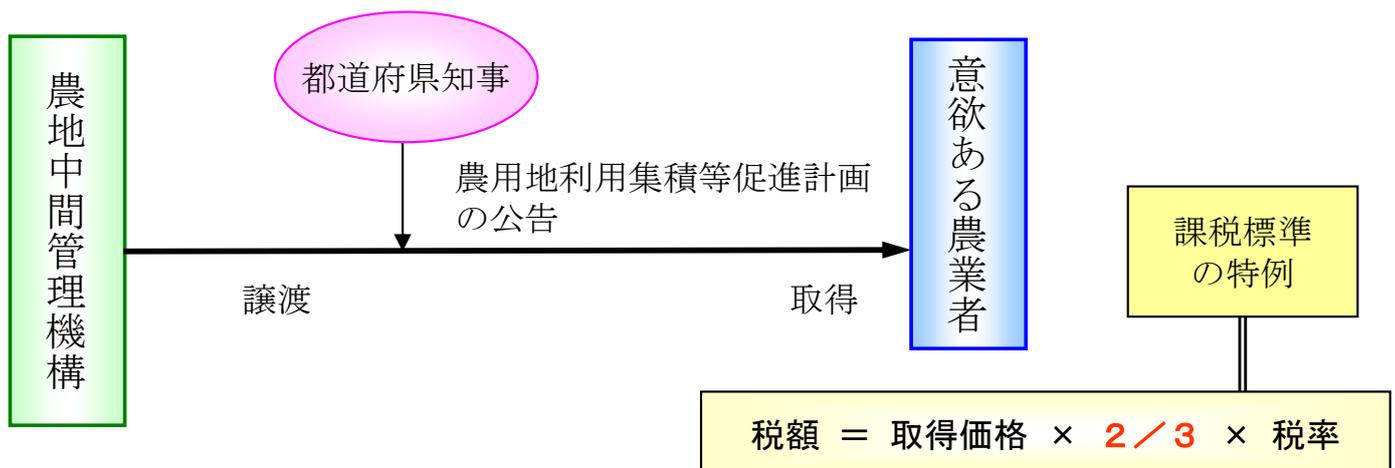
## 特例

- （1）農用地利用集積等促進計画により農地を取得した場合には、不動産取得税の課税標準の **3分の1を控除**
- （2）農地中間管理機構が、農地売買等事業により農地を取得した場合には、不動産取得税の **徴収を猶予**し、5年以内に売り渡した場合は納税義務を **免除**

ただし、特例対象農地となる土地は、農用地区域内のものに限ります。

### （1）農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画等により農地を取得した場合

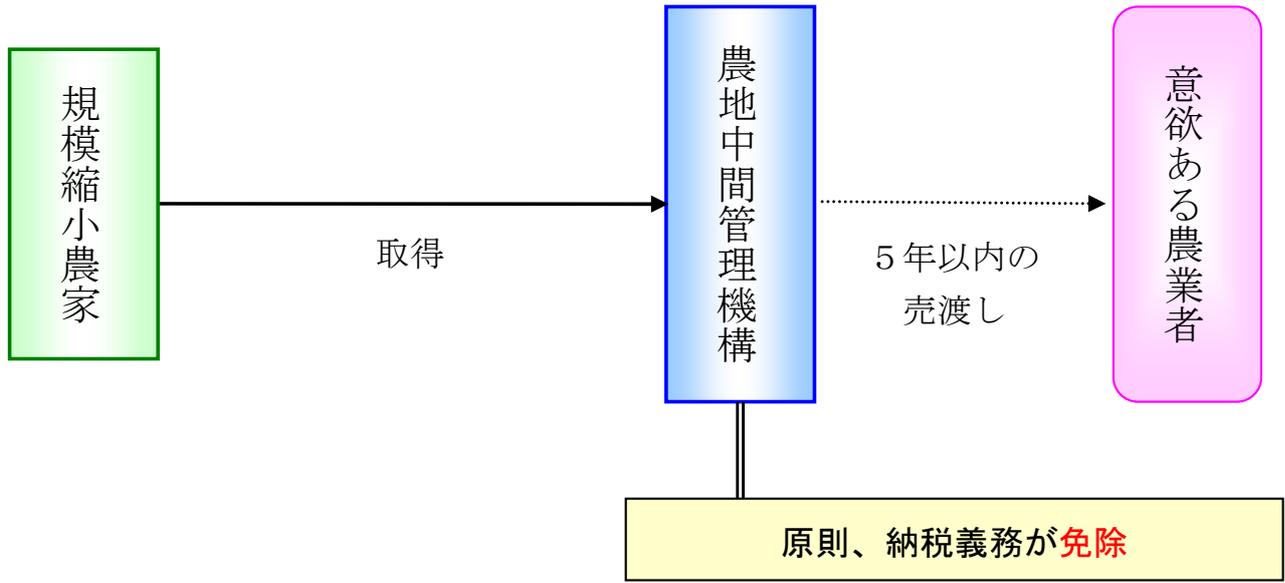
（地方税法附則第11条第1項）



（注）交換により土地を取得した場合についても、課税標準の特例があります。

- ※ 令和9年3月31日までに取得した場合の特例です。
- ※ 福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画による取得を含みます。
- ※ 経過措置として、旧農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による取得も対象となります（地域計画が定められるまでの間。最長令和7年3月31日まで。）。

(2) 農地中間管理機構が農地売買等事業により農地を取得した場合  
(地方税法第73条の27の6第1項)



担当部署 農林水産省 経営局 農地政策課 企画グループ  
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164  
(ダイヤルイン)03-6744-2150